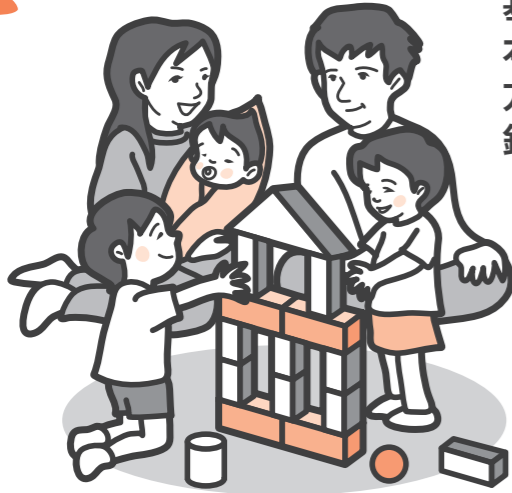


# 1. 子育て世帯への支援体制の強化



## 基本方針

一人親家庭、障がいのある子どもがいる家庭、その他支援を要する子育て家庭が、安心して子育てできるような環境を整備します。

保育環境の充実に向け、保育所の施設・サービス両面を充実し、市民ニーズや社会環境の変化に的確に対応します。また、各種手当の支給、母子家庭への就労支援や相談対応等を行っています。さらに、子育て家庭が孤立しないように、親と子が

ともに集い、情報交換をすることのできる場所と機会を充実するほか、子育てにおける負担が軽減できるように、養育相談の充実を図ります。また、子どもの健やかな成長のため、栄養指導や食育指導を通じて、子育て世帯の食生活の支援に取り組んでいきます。

## 現状と課題

保育所では、延長保育、一時保育、障がい児保育、病児・病後児保育等多様な保育サービスを提供しています。しかしながら、社会環境の変化等に伴い、保育ニーズは更に拡大し、多様化していますので、より一層、施設・サービス両面を充実する必要があります。

また、子育て世帯に児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の各種手当を支給するとともに、制度内容や法改正内容等の受給者への周知を行っています。

母子家庭に対しては、生活や就労に関する相談・指導等、自立支援の充実に努めています。児童手当の減額や離婚件数の増加等により、その重要性は増しています。また、病気等不測の事態に陥った時に子育てを任せられる者が身近にいないという悩みを持つ保護者が増えています。そのため、特に一人親家庭や両親共働きの世帯に対し、より手厚い子育て支援が必要となっています。

子育て支援の一つとして、子育て支援総合コーディネーターが中心となって、各種養育相談に個別に対応しています。少子化・核家族化の中で家庭の養育力が低下しているため、各相談機関との連携強化を含め、相談対応体制を充実する必要があります。

また、「親と子のふれあい広場」等、親子のための集いと情報交換の場を充実することが重要です。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
保育所定員充足率	112.6%	110.4%	112.8%	114.0%
安心して子どもが生まれ育てられると感じている市民の割合	—	—	29.2%	50.0%

## 今後の取組

### ① 子育て世帯一般への支援

パンフレットやホームページにより子育て情報を発信します。

「親と子のふれあい広場」・「子育て支援センター」のような子どもや親のための交流や情報交換の場を充実することで、子育て不安の軽減を図っていきます。また、地域で子育てについて助け合えるように、ファミリーサポートセンター事業を実施します。

手当については、小学校修了時まで支給される児童手当、母子家庭の母親等に対し支給される児童扶養手当、一定以上の障がいのある子どもを養育する保護者に支給される特別児童扶養手当があり、手当を必要とする人へ制度内容などの周知を徹底します。

- 地域子育て支援拠点事業（親と子のふれあい広場）（子育て支援センター）
- ファミリーサポートセンター事業

### ② 一人親家庭への自立支援業務

民生児童委員や県の母子スマイルセンター等各種機関との連携の下、母子自立支援員等専門の職員が中心となって、生活や就労に関する相談・指導の充実に取り組んでいます。法改正による児童扶養手当の減額や離婚の増加等により、自立支援を必要とする人が増えていることから、様々な面から一人親家庭をサポートしていきます。

- 相談業務の充実
- 母子自立支援プログラム策定事業

### ③ 保育所での保育サービスの多様化・充実

公立保育所5か所、私立保育所7か所の計12か所において、延長保育・障がい児保育を実施し、ニーズに応じた多様な保育サービス（一時保育・病児・病後児保育等）を行っています。また、保育所の給食や保育活動を通して、食育に取り組んでいます。

子育てに不安や負担を感じたり、孤立感を持つ人が増えている中、一時保育等の特別保育事業の充実や支援を必要とする児童を保育所に受け入れる等、地域と連携を密接にし、子育てしやすい保育環境を整備します。

今後も、より利用しやすく、児童、保護者双方が満足することのできる保育所を目指して、保育内容を充実します。

- 土曜日保育の充実
- 特別保育事業

### ④ 保育所の施設面の充実

老朽化した施設の改修・整備を逐次実施しています。保育所の定員充足率が100%をやや上回る水準にありますので、収容力を阻害するような施設面の不備については、適宜、改修により保育スペースを確保することで対応していきます。

また、緊急通報装置の設置や防犯ブザーの配布をはじめとして、防犯面での対策を充実します。

- 施設面の適切な改修・整備
- 保育所内の防犯対策の充実

### ⑤ 養育相談体制の強化

少子化・核家族化の中で、家庭の養育力が低下する傾向が見られます。児童虐待防止のためのネットワークを強固なものとしながら、継続的に相談者のフォローを行うなど、専門の職員が中心となって、養育相談体制の充実を図ります。

- 要保護児童対策地域事業

## 市民等との役割分担

子育て世帯は、子育てサークルの運営やネットワーク化等を通じて横のつながりを強め、互いに相談できる信頼関係を築き、相互扶助の考えを持って自主的に行動し、児童虐待等の発生を未然に防ぐことが期待されます。また、子育て情報交換の場へ積極的に参加したり、各種相談機関に関する情報を積極的に活用することが期待されます。

地域住民は民生児童委員等が中心となって、要保護児童等に関する問題の早期発見や解決のために積極的にかかわっていくことが期待されます。